

生活 バイロット

1回限りのお試し価格と思つて健康食品やダイエット食品、サプリメントなどを申し込んでみると、実は定期的に購入する契約をしていたという相談が増加しています。

【事例】スマートフォンを使用していると「今だけ100円」「必ず痩せる」といった広告を見掛けた。気になつたので広告内容を表示し、1セット100円で購入できるならと思い申し込んだ。しばらくすると商品

が届いたが、あまり効果が感じられなかつたので再度購入するつもりはなかつた。しかし、1カ月後にまとめて5セット届いた上に5万円の請求書が届いたため、驚いて業者に連絡すると「6セットのうち最初の1セットのみが100円で、残りは1セット1万円だ。6

定期購入契約の解約

業者に交渉申し出を

セットの購入契約となつてないか。【アドバイス】自ら申文時の確認メールはもう削除していく覚えていない。支払わなくてはならないと想い申し込んだ。適用されないため、業者



う。購入条件が明示されていたなら、1セットだけだと想い込んで購入したことを理由に解約を求めることは困難です。ただし、購入条件が契約時に明記されていなかつたり、分かりにくかつた場合、まずは業者に交渉を申し出ることで解約につながることもあります。

何かあれば最寄りの市町村、県の消費生活センターの消費生活相談窓口にお問い合わせください。(眞消費生活・男女共同参画プラザ)アイネス相談専用 097-534-0999 / 啓発講座の依頼 097-534-2038)

の規約に沿つた対応が求められます。購入契約をするときは、必ず金額や購入条件についてよく確認するようになります。

【アドバイス】自ら申文時の確認メールはもう削除していく覚えていない。支払わなくてはならないと想い申し込んだ。適用されないため、業者